

議案第 22 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

- (1) 佐倉市立南部児童センター
- (2) 佐倉市立大崎台学童保育所
- (3) 佐倉市立根郷学童保育所
- (4) 佐倉市立第二根郷学童保育所
- (5) 佐倉市立寺崎学童保育所
- (6) 佐倉市立山王学童保育所
- (7) 佐倉市立弥富学童保育所
- (8) 佐倉市立和田学童保育所

2 指定管理者となる団体

佐倉市山王二丁目 37 番 9 ラポールコミュニティ愛光内
社会福祉法人愛光 理事長 法澤 奉典

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

平成 30 年 8 月 27 日提出

佐倉市長 巖 和 雄